



議会だより

平成4年11月25日

発行／岡垣町議会
編集／議会広報委員会
住所／遠賀郡岡垣町大字野間697-1
TEL (093)282-1211

だより

創刊号

もくじ

- ・創刊あいさつ…………… 2
- ・議会機構…………… 3
- ・各委員会紹介…………… 3・4・5
- ・各議員紹介…………… 6・7
- ・事務局紹介…………… 8
- ・解説…………… 8

岡垣町議会棟全景



議員の信条に関する二十章

- 一、遅刻無届欠席を叱るべし。
- 二、住民の声なき声を代表すべし。
- 三、一部の奉仕者になるべからず全体の奉仕者たるべし。
- 四、新議員勇気を出すべし。
- 五、議員は公人なり公私混同すべからず。
- 六、政策論を忘れるべからず。
- 七、議会は言論の府大いに発言すべし。
- 八、発言の型を自覚して改むべし。
- 九、物事を論議し実質審議に徹すべし。
- 十、批判し監視の眼を持つべし。
- 十一、批判攻撃はこれに代る腹案を以ってすべし。
- 十二、離れるべしあまり離れるべからず。
- 十三、我田引水なら他田引水のあることを知るべし。
- 十四、感情論こそ避けるべし。
- 十五、是々非々たるべし。
- 十六、議員の対話に徹すべし。
- 十七、首長選挙のシコリは議会活動から排除すべし。
- 十八、最適任者は「ただ一人」という考え方に徹すべし。
- 十九、常任委員会を活用し調査活動を活発にすべし。
- 二十、議長は中立たるべし。

岡垣町議会だよりの
発行にあたって



議長 長谷川 勝

この度「議会だより」の発行にあたり町民の皆様にご挨拶申し上げます。町民各位におかれましては日頃より私共町議会に対し、大変あたたかきご理解とご協力をいただいていることに厚くお礼申し上げます。申すまでもなく地方自治は、

「議会だより」
発行を祝して



岡垣町長 刀根 功

この度、「議会だより」が町制施行三十周年の事業の一環として新しく発行されますことは、議員各位の町政に対する熱意が発露されたものとご同慶にたえません。ご存じのように本町においては「広報おかがき」を発刊いた

行政と立法の二権分立により「議決権に対し執行権」と、よく車の両輪にたとえられています。相互に牽制し均衡を保ちながら町政の発展、町民の福祉向上に努めなければなりません。

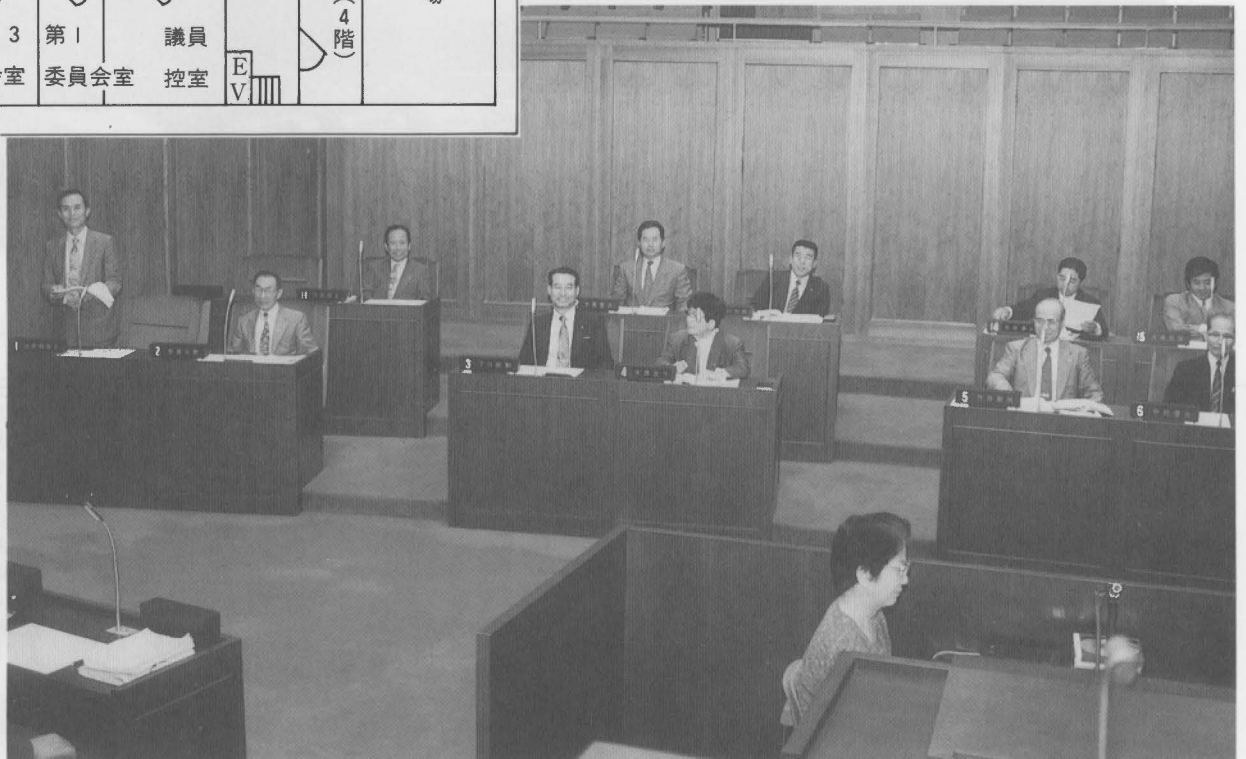
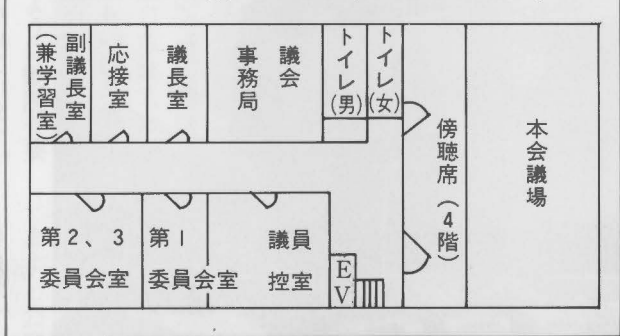
私共町議会は、公選により選出された議員で構成する合議体です。議会の本会議は公開が原則であります。町議会の活動状況をより一層広く町民の皆様にご報告する意味と、本年は町制施行三十周年でもあり、その記念事業の一つとして岡垣町「議会だより」を発刊することに致しました。従来は広報「おかがき」または各議員活動の中である程度の内容はご存知の事と思

しておりますが、これは町政執行者の立場からの行政広報であります。今まではこの広報に議会関係の記事も掲載していたわけですが、紙面の都合上どうしても詳しくお伝えすることができませんでした。今回の議会による議会広報の発行により、町民の皆様が議会への関心を一層強められ、ひいては町政に参与されるようになれば大変喜ばしいことです。これを機会として議会活動が盛んになることよって、より一層町政発展への礎となることを願ってお祝いのご挨拶といたします。

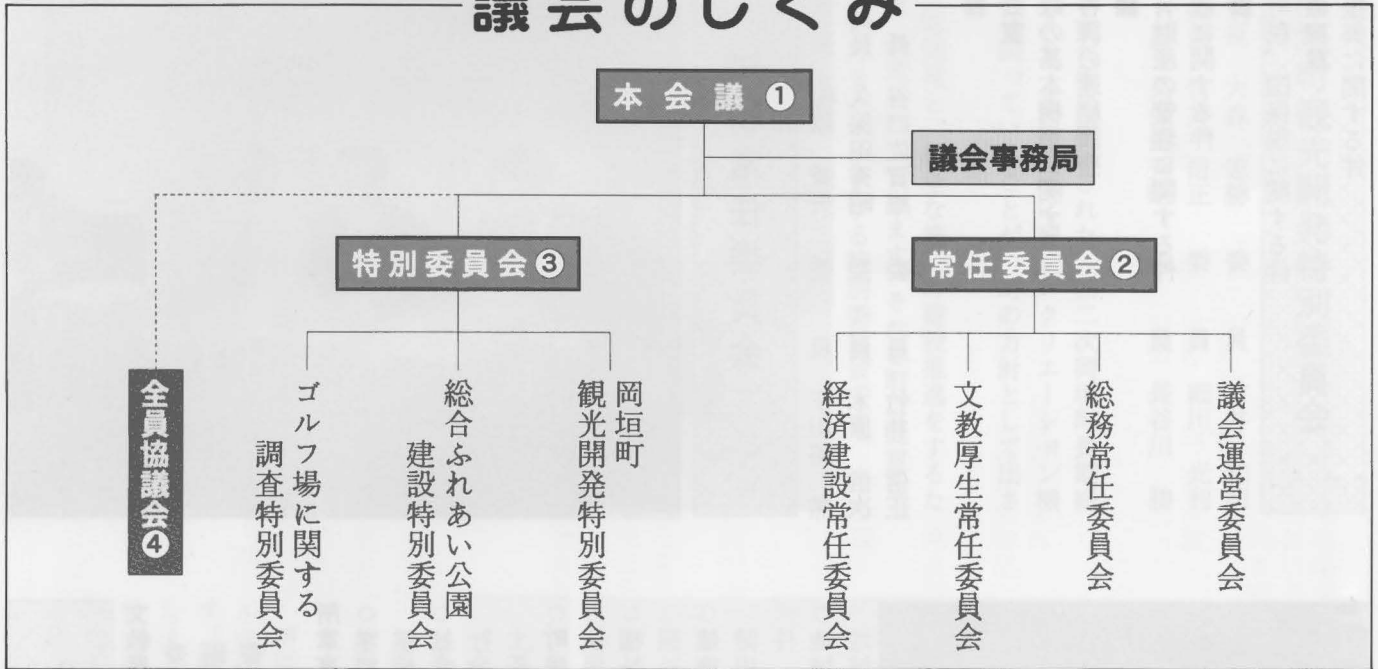
いますが、傍聴に行けない人の為にも内容のある「議会だより」と強い要望もあり、今回の創刊号の発行に続き、定例会毎に年四回発行しますので気軽にご覧くださるようお願い申し上げます。

内外とも激動する諸情勢を十分踏まえ、議会としての職責を認識し町民各位の負託に答えるべく「町づくり・人づくり」のために鋭意努力する所存でございます。何卒皆様方の深いご理解とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

議会棟の3階はこのようになっています



議会のしくみ



本会議……………①

自治体の意思を最終的に議決して決めるところです。いわゆる自治体の最高議決機関です。(憲法および地方自治法による)

常任委員会……………②

議会に提出された議案や、自治体が抱える問題を、それぞれの分野や部門ごとにきめ細かく審議します。議員はそれぞれ一つの常任委員になります。

特別委員会……………③

特に定めた問題だけを審議します。原則として会期中に限られます。ただし事案が解決するまで存続できます。

全員協議会……………④

議員全員が参加し、議会内部の処理事項について、話し合いや報告を行います。法律上の規定はありません。



▲議会運営委員会

議会運営委員会

議会運営委員会

委員長	谷口佐賀雄
副委員長	大森 忠勝
委員	松原 兼夫
委員	細川 光利
委員	勢屋 康一
委員	平山 弘

議会運営委員会は、六名の議員で構成されます。議会を円滑にしきも効率的に運営するために記置された委員会です。

次に掲げる事項について審議します。

(一) 会期および会期延長の取

扱い

- (一) 会期日程
- (二) 議事日程
- (三) 議席の決定および変更
- (四) 発言の取扱い
- (五) 議事進行の取扱い
- (六) 一般質問の取扱い
- (七) 緊急質問の取扱い
- (八) 委員会構成の取扱い
- (九) 特別委員会設置の取扱い
- (十) 議員提出議案の取扱い
- (十一) 議員資格の取扱い
- (十二) 全員協議会の取扱い
- (十三) 請願、陳情の取扱い
- (十四) 議会の諸規程などの起草および先例解釈
- (十五) その他議長が必要と認める事項



総務常任委員会

委員長 松原 兼夫 委員 下川路 勲
 副委員長 久保田秀昭 委員 木原 信次
 委員 谷口佐賀雄 委員 竹井 信正

所掌事務

○町長公室

町行政の基本構想に関する件
 庁内各課の連絡調整

○総務課

町公有財産の管理に関する件
 町財政に関する件

○税務課

一般町税、国保税に関する件

○地域振興課

地域振興に関する件

文教厚生常任委員会

文教厚生常任委員会

委員長 細川 光利 委員 竹内 和男
 副委員長 平山 弘 委員 古家崎康彦
 委員 曾宮 角助 委員 長谷川 勝

所掌事務

○学校教育課

学校施設および教育推進に関する件

○社会教育課

社会教育施設および社会教育・社会スポーツに関する件

○町民課

住民および生活環境衛生・交通安全に関する件

○福祉課

福祉の企画および推進に関する件

○健康対策課

健康づくり推進および国民健康保険運営に関する件

○地域改善対策室

地域改善対策の企画および推進に関する件



経済建設常任委員会

経済建設常任委員会

委員長 勢屋 康一 委員 木原 友子
 副委員長 大森 忠勝 委員 竹井 和明
 委員 安部 正開 委員 中村 信光

所掌事務

○農林水産課

農業、林業、水産に関する件

○建設課

都市計画、道路、河川に関する件

○下水道課

下水道の管理、運営に関する件

○水道課

上水の管理、運営に関する件



岡垣町観光開発特別委員会

委員長 大森 忠勝 委員 竹井 和明
副委員長 竹井 信正 委員 細川 光利
委員 久保田秀昭 委員 長谷川 勝

昭和五十七年に策定された、第二次岡垣町長期総合計画により、西部地域に観光レクリエーション機能の集積を図っていくことが、町の方針として出されました。

観光資源開発と、健全な施設の建設推進をするために調査、研究を行っています。それを町に提言し、町の事業計画をチェックする特別委員会です。



ゴルフ場に関する調査特別委員会

委員長 木原 信次 委員 下川路 勲
副委員長 平山 弘 委員 木原 友子
委員 安部 正開 委員 古家崎康彦

戸切地区から海老津地区にいたる百五十ヘクタールの山地を、ゴルフ場として開発する計画があります。開発された場合の、経済的な効果や、環境に与える影響などについて、調査研究を行うのがこの特別委員会です。その後の経済事情の変化もあり、開発予定プランの可能性を含め、継続して調査研究を行っています。

総合ふれあい公園建設特別委員会

委員長 曾宮 角助 委員 竹内 和男
副委員長 谷口佐賀雄 委員 勢屋 康一
委員 中村 信光 委員 松原 兼夫

岡垣町に文化の香り高い施設、「総合ふれあい公園」(文化センター)の建設が進んでいます。

議会も積極的に建設を進めるため、建設特別委員会を設置し調査、研究活動を行っています。

最適な施設の完成を目標に、設計施工・工事の進みぐあいなど把握しチェックをしています。

管理運営なども審議しています。

平成五年三月末完成、七月一日開館予定です。



議員紹介

(議席順)



議長
長谷川 勝

68歳 吉木区
当選 3回 無所属
文教厚生常任委員
岡垣町観光開発特別委員
芦屋町外二カ町競艇施行組合議員
農業委員
全国基地協議会九州部会副会長



副議長
古家崎康彦

54歳 西山田区
当選 5回 日本社会党
文教厚生常任委員
ゴルフ場に関する調査特別委員
芦屋町外二カ町競艇施行組合議員
議会広報委員
社会教育委員兼公民館運営委員



安部 正開

62歳 戸切区
当選 1回 無所属
経済建設常任委員
ゴルフ場に関する調査特別委員
都市計画審議委員
農業生産対策協議委員
戸切川改修期成委員



下川路 勲

52歳 戸切白谷区
当選 2回 無所属
総務常任委員
ゴルフ場に関する調査特別委員
遠賀・中間地域広域行政事務組合議員
住宅新築資金等審査委員



木原 友子

74歳 海老津区
当選 2回 無所属
経済建設常任委員
ゴルフ場に関する調査特別委員
岡垣町土地開発公社理事
国民健康保険運営委員
青少年問題協議委員



竹井 和明

63歳 手野区
当選 1回 無所属
経済建設常任委員
岡垣町観光開発特別委員
監査委員
農業生産対策協議委員



中村 信光

67歳 波津区
当選 1回 無所属
経済建設常任委員
総合ふれあい公園建設特別委員
住宅新築資金等審査委員
農業生産対策協議委員
都市計画審議委員



竹内 和男

42歳 高尾区
当選 1回 公明党
文教厚生常任委員
総合ふれあい公園建設特別委員
適正就学指導委員
地域改善対策推進協議委員
国民健康保険運営委員



久保田秀昭

41歳 南高陽区
当選 3回 日本共産党
総務常任委員
岡垣町観光開発特別委員
三吉集会所運営委員
都市計画審議委員
青少年問題協議委員



細川 光利

52歳 野間四区
当選 7回 無所属
文教厚生常任委員
議会運営委員
岡垣町観光開発特別委員
議会広報委員
社会教育委員兼公民館運営委員



木原 信次

45歳 海老津区
当選 1回 自由民主党
総務常任委員
ゴルフ場に関する調査特別委員
遠賀・中間地域広域行政事務組合議員
岡垣町土地開発公社理事
地域改善対策審議委員



竹井 信正

58歳 東松原区
当選 2回 日本社会党
総務常任委員
岡垣町観光開発特別委員
遠賀・中間地域広域行政事務組合議員
岡垣町土地開発公社理事
人権教育推進協議委員



谷口佐賀雄

70歳 野間二区
当選 5回 無所属
総務常任委員
総合ふれあい公園建設特別委員
議会運営委員
議会広報委員
岡垣町土地開発公社理事



勢屋 康一

56歳 高陽区
当選 6回 無所属
経済建設常任委員
総合ふれあい公園建設特別委員
議会運営委員
議会広報委員
都市計画審議委員



平山 弘

52歳 高陽区
当選 2回 日本共産党
文教厚生常任委員
ゴルフ場に関する調査特別委員
議会運営委員
地域改善対策推進協議委員
国民健康保険運営委員



曾宮 角助

66歳 旭中区
当選 5回 無所属
文教厚生常任委員
総合ふれあい公園建設特別委員
岡垣町土地開発公社理事
地域改善対策推進協議委員
三吉集会所運営委員



大森 忠勝

39歳 吉木区
当選 2回 無所属
経済建設常任委員
岡垣町観光開発特別委員
議会運営委員
人権教育推進協議委員
岡垣町土地開発公社理事



松原 兼夫

59歳 野間三区
当選 3回 無所属
総務常任委員
総合ふれあい公園建設特別委員
議会運営委員
議会広報委員
芦屋町外二カ町競艇施行組合議員

法定数	30人	条例数	18人
総務常任委員会	6人	事務局	6人
文教厚生常任委員会	6人	事務局書記	1人
経済建設常任委員会	6人	定例会	2人
議会運営委員会	6人	臨時会	1人
岡垣町観光開発特別委員会	6人	適宜	1人
総合ふれあい公園建設特別委員会	6人		

ゴルフ場に関する調査特別委員会

事務局紹介



事務局ですよろしく！

事務局長 竹井克彦 内浦区
昭和三十五年六月役場へ
税務課長など歴任

平成四年十一月より事務局長
書記 松岡マツヨ 高塚区
昭和三十八年四月役場へ

収入役室など歴任

平成三年四月より事務局書記
書記 野口 研治 北九州

昭和三十九年四月役場へ
税務課など歴任

平成四年七月より事務局書記

議会事務局は、議長を中心に町民のみなさんと議会、執行機関（役場の各課）と議会のパイプ役として次のような仕事をしています。

- 議員に関することおよび議会の庶務
- 議会、委員会の開催および

場合は、紹介議員を必要とする。（地方自治法一二四条）

陳情

住民の希望や利害関係のある問題について実情を説明し、適切な処置をして欲しいと思つて居ることを、都道府県や市町村あるいはその議会にたいし要望すること。

※請願する権利は、個人、法人、外国人など制限なく基本的権利である。

シリーズ —用語解説—

請願

都道府県や市町村に住んでいる住民が、日常生活の向上のためにこうやって欲しいと希望していることを、その都道府県や市町村、あるいはその議会に文書で訴えることをいう。但し、議会に対し行う

- 運営に関する事務
- 議案の審議に必要な資料、情報を集める
- 議事録、会議録の作成
- 請願、陳情の受け付け
- 議場、会議室など議会棟の管理

議会はだれでも傍聴できます。

議会の審議のようすは、だれでも傍聴することができ、だれも気軽に聞いてください。職員が案内します。

ご存知ですか！公選法

(1) 政治家（候補者、候補者となる人とする人及び現に公職にある人）は寄附をすると処罰されます。

(2) 政治家（議員）は年賀状や暑中見舞等の（選挙区内）挨拶状を出す事が禁じられています。

(3) 政治家（議員）は選挙区内の人に対し答礼の為の自筆によるものほかは年賀状、暑中見舞などの時候の挨拶状を出す事を禁じられています。（電報などいけません）

(4) 有権者の人が政治家（議員）に対し寄附を出すように勧誘や要求する事は禁止されています。

ごくろうさまでした。



十一月一日付で、刀根重弘前事務局長が地域振興課に異動しました。平成二年四月に議会事務局長に就任して以来、今日まで議会運営に、議員の調査依頼、あるいは町と議会の橋渡しなどに腕を存分に発揮しました。とくにこの議会だより発刊には、予算調整など尽力されました。本当に長い間ごくろうさまでした。

(4) 政治家や後援団体（後援会）が、選挙区内の有権者に対して挨拶を目的として新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに有料の広告を出すも処罰されません。

(5) 後援会が花輪、供花、香典、祝儀その他これらと同じようなものを出すも処罰されます。

(6) 後援団体（後援会等）の設立目的により行う行事や事業についての寄附以外の寄附をするとその時期の如何を問わず処罰されます。

(7) 公職選挙法によって処罰されずと公民権停止の対象となります。

編集後記

分け入っても 分け入っても
青い山 — 山頭火 —

科学技術の進歩は、宇宙での生活ステーションが二十一世紀には実現するかもしれない。地球では日毎砂漠化が進むのを解決できないでいる。人間は緑なしでは生きてゆけない。岡垣の緑も、山が一つまた一つと宅地化された。

生き生きとダイナミックな町づくり。文化の高い静かな町づくりなど。町づくり三十年を一つの節目に、二十一世紀の岡垣を考える一助になればと、議員一同の発意で発刊することになった。住民と議会の距離が近づくよう、創刊号は議会紹介の特集号とした。（古家崎）

編集委員

- 委員長 古家崎康彦
- 副委員長 谷口佐賀雄
- 委員 松原 兼夫
- 委員 細川 光利
- 委員 勢屋 康一

